

令和元年9月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和元年9月20日

令和元年9月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第1号	伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例……………	2
議案第2号	平成30年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について…	5
議案第3号	平成30年度伊那中央病院事業会計決算認定について……………	6
議案第4号	和解することについて……………	7
議案第5号	令和元年度伊那中央病院事業会計第1回補正予算について……………	8

伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例

伊那中央病院料金条例（平成 15 年伊那中央行政組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

脳ドック料	A コース	1 件	24,896 円
	B コース	1 件	34,000 円

」を

「

脳ドック料		1 件	24,896 円
-------	--	-----	----------

」に、

「

	プロテアーゼ抜去	1 件	70,000 円
--	----------	-----	----------

」を

「

	プロテアーゼ抜去	1 件	100,000 円
--	----------	-----	-----------

」に、

「

胸	豊胸術（シリコン）	両側	1 件	800,000 円
		片側	1 件	350,000 円

」を

「

胸	乳房インプラント除去	両側	1 件	300,000 円
		片側	1 件	210,000 円
	乳房インプラント除去（被膜除去を伴う）	両側	1 件	500,000 円
		片側	1 件	310,000 円
豊胸術（シリコン）	両側	1 件	800,000 円	
	片側	1 件	350,000 円	

」に、

「

	脂肪注入 10ml	1 件	80,000 円
--	-----------	-----	----------

」を

削り、

「

	脂肪溶解超音波 10 cm × 10 cm	1 件	25,000 円
R F 治療	ユニフェイス+モノポーラ治療（顔面）	1 件	15,000 円

」を

「

	脂肪溶解超音波 10 cm ×10 cm	1 件	25,000 円
ニードル 治療	両頬 1 回目 (薬剤費 別途)	1 件	25,000 円
	両頬 2 日目以降 (薬 剤費別途)	1 件	20,000 円
	顔面全体 1 回目 (薬 剤費別途)	1 件	30,000 円
	顔面全体 2 回目以降 (薬剤費別途)	1 件	25,000 円
R F 治療	ユニフェイス+モノポーラ 治療 (顔面)	1 件	15,000 円

」に、

「

	ヒアルロン酸注射 (ジュビ ダームポリューマXC)	1 件	55,000 円
	ヒアルロニダーゼ (1A)	1 件	50,000 円

」を

「

	ヒアルロン酸注射 (ジュビ ダームポリューマXC)	1 件	55,000 円
	ヒアルロン酸注射 (ジュビ ダームポリフト)	1 件	55,000 円
	ヒアルロン酸注射 (ジュビ ダームボルベラ)	1 件	55,000 円
	ヒアルロニダーゼ (1A)	1 件	50,000 円

」に、

「

死後処置料		1 件	3,000 円
-------	--	-----	---------

」を

「

死後処置料		1 件	5,000 円
-------	--	-----	---------

」に、

改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月20日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

(提案理由)

美容外科で新たに開始する施術料金を定めるほか、実施のない項目の整理及び内容変更などによる料金の見直しを行うため提案するものであります。

平成 3 0 年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する、同法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 0 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那中央病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度伊那中央病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 0 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

和解することについて

次のとおり和解することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項に基づく伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例（平成11年伊那中央行政組合条例第3号）第6条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方

当時：駒ヶ根市在住

現在：愛知県在住 子の親権者の父母

2 和解の内容

相手方の母は、平成25年3月に伊那中央病院において子（1人）を出産した。母がB型肝炎ウイルスのキャリアであることは認識されており、母子感染予防のため国の手順書に基づき出産当日に子へワクチンを注射した。子は、1ヵ月健診の受診はしたが、その後のワクチン接種に関する記録もなく、実際に手順書で定める2ヵ月後、3ヵ月後及び5ヵ月後のワクチン接種がされていない。

現在、子の発症はないが、B型肝炎ウイルスの垂直感染者となっている。

上記の経過から、令和元年5月に相手方代理弁護士から「申入書」による損害賠償請求があり、判例等を参考に相手方と協議を重ねた結果、早期解決のために双方同意のうえ示談に至り、和解金として600万円を支払い和解するものである。

3 和解の期日について

伊那中央行政組合議会承認後とする。

令和元年9月20日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝



令和元年度伊那中央病院事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那中央病院事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 20 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝